

令和5年度

地域づくり交付金 事例集

東部地域



秋田市

東部市民サービスセンター

【目次】

東 部 地 域

P2	…	新しいスポーツを通じた地域住民の世代間交流と心身の健康・体力づくり	秋田市旭川地区スポーツ協会
P2	…	境田町内会フレイル予防活動事業	境田町内会
P3	…	未来を耕すプロジェクト	休耕地の有効活用実行委員会
P3 ～ P4	…	メモ	
P5	…	地域づくり交付金とは	
P6	…	継続事業の交付対象期間を延長する特例措置について	

新しいスポーツを通じた地域住民の世代間交流と心身の健康・体力づくり

申請団体	秋田市旭川地区スポーツ協会
事業概要	モルックと言う新しいスポーツを通じて、地域住民の心身の健康と体力づくりに寄与することと世代間のコミュニケーションを図る
交付確定額	185,000 円



★ コメント ★

少子高齢化を迎え、ますます当協会が率先して、地域住民の皆さんへより多くの気軽なスポーツができる機会を設け、今年度はモルックと言う年齢性別を問わないスポーツを実施し、大変好評であった。今後は地域の子どもたちに参加を促していき、世代間交流を深めていきたい。

境田町内会フレイル予防活動事業

申請団体	境田町内会
事業概要	心と体の活力が低下するフレイル予防に取り組み、少しでも健康長寿社会づくりに貢献したい
交付確定額	211,000 円



★ コメント ★

新たにヨガ教室を実施し、好評で参加者から継続して続けたいとの声があった。参加者は50代から80代までが多かったため、若い世代への参加も促したい。フレイル予防の大切さを理解する会員が徐々に増えており、より多くの会員がフレイル予防活動に参加できるように働きかけたい。

未来を耕すプロジェクト

申請団体	休耕地の有効活用 実行委員会
事業概要	畑地に改良した休耕地 での野菜づくりを楽し んでもらい、東部地域 の新たな交流の場とす る
交付確定額	177,000 円



★ コメント ★

今年度から夏野菜づくりに挑戦し、地域住民や国際教養大学の学生など多くの方々と作業を行い、これらの活動の様子は、秋田市の広報番組でも紹介された。今後は、活動拠点である畑を、仲間づくりの輪を広げる場として活用できるよう考えていきたい。

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◎地域づくり交付金とは

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

◎対象となる事業は

4月1日から翌年3月31日まで実施され完了する事業

- ・地域の課題解決—地区防災避難訓練の実施など
- ・地域の連携促進—地域世代間交流イベントの開催など
- ・地域力の向上 —地域住民で身近な史跡を巡って記録誌作成など
- ・地域の魅力普及—地域に古くから伝わる踊りや、郷土料理の復活・継承など

◎交付金額は

事業1件につき5万円以上50万円以下です。

1年目から3年目までは交付対象経費の全額。4年目は交付対象経費の3分の2。5年目は交付対象経費の3分の1です。

なお、詳しい内容については「地域づくり交付金の手引き」をお読みください。

ご相談は、各地域の市民サービスセンターの窓口でお伺いいたします。また、他の市民サービスセンターでもご相談をお伺いいたします。

ご相談をお待ちしております。

地域づくり交付金の継続事業の 交付対象期間を延長する特例措置について

地域づくり交付金の交付対象期間は、最初に交付した年度から起算して、5年を限度としています。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を継続実施できなかったため、申請を行わなかった年度については、交付対象期間に含めないとする措置を取っています。

令和6年度以降に対象事業が複数年交付を受ける際は、下記の期間計算の例を参考にしてください。

なお、交付期間を延長する特例措置については、平成28年度から令和4年度の間、1年目の交付を受けた事業が、対象となる可能性があります。詳しくは、裏表紙に記載の申請窓口となる市民サービスセンターでご確認のうえ申請するようご注意ください。

【継続事業の通常の期間計算】

- ・同一事業が交付対象となる期間は最初に交付した年度から起算して5年間が限度です
- ・4年目は、交付対象経費の3分の2に相当する額とし、5年目は、交付対象経費の3分の1に相当する額としています

例 A	交付状況	交付確定	交付確定	交付確定	交付確定	交付確定	交付対象外
	交付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	全額	全額	3分の2	3分の1	-

通常は、最初に交付した年度の次の年度からは申請のない場合も2～5年目として期間に算入されます

例 B	交付状況	交付確定	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	交付対象外
	交付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	-	-

【令和2年度から令和5年度の間継続事業の対象となる場合の期間計算の特例適用について】

①平成28年度以後に初めて交付対象となった事業のうち、②令和2年度から令和5年度までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により交付対象事業を実施することができず、交付金の交付決定を受けていない年度がある場合、当該年度は交付年度の期間に算入されないため、以下のような取扱いになります

例 C	対象年度	H31(R元)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	対象事業	実施により交付申請	新型コロナウイルスの影響により実施不可のため申請なし				R2～R5年度 ※特例適用により2年目の事業として申請可能
	交付状況	交付確定	※特例で期間(年数)に算入しない				2年目
	交付年度	1年目					
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	-	全額

例 D	対象年度	H31(R元)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	対象事業	実施により交付申請	実施により交付申請	新型コロナウイルスの影響により実施不可のため申請なし		実施により交付申請	R3～R5年度 ※特例適用により2年目の事業として申請可能
	交付状況	交付確定	交付確定	特例で期間(年数)に算入しない		交付確定	
	交付年度	1年目	2年目			3年目	4年目
	交付対象経費の割合	全額	全額	-	-	全額	3分の2

令和6年度以降は、継続事業として申請しない年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による期間計算の特例が「適用されない」ため、通常どおり、申請の有無にかかわらず、2～5年目として期間に算入されます

例 E	対象年度	H31～R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	対象事業	実施により交付申請	新型コロナウイルスの影響により実施不可のため申請なし		申請なし	R4、R5年度 ※特例適用により5年目の事業として申請可能	交付対象外
	交付状況	交付確定	特例で期間(年数)に算入しない				
	交付年度	1～3年目			4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	3分の1	-

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

平成23年度より令和5年度までの間に延べ750件を超える事業に活用されています。

皆様の地域でも、この事例集を参考にして、皆様の意欲やアイデアを活かし、住みよい地域づくりの活動に、地域づくり交付金を活用してみたいかですか。

ご相談をお待ちしております。

秋田市 市民生活部 東部市民サービスセンター

〒010-0041 秋田市広面字釣瓶町13番地3

TEL: 853-1063 FAX: 834-1829

E-mail: ro-sces@city.akita.lg.jp

事例集はホームページでご覧いただけます。

秋田市 地域づくり交付金

検索

